

今由一部送葉實對西野製作所(板橋工場)トノ紛議ニ関シハ  
左記條件ニ依リ内滿解決シタルニ就テハ茲ニ賞書ヲ作成シ書  
事者双方一通定保持スルモノトス

記

- 一、今後理由ナク解雇ヲ為サズルコト
- 一、賃金値下ヲ為サズコト
- 一、定期昇給最底一錢以上
- 一、衛生設備ヲ為スコト
- 一、健康保険加入ノコト
- 一、給料月二回ニ支拂フコト
- 一、金一封(壹百拾円也)

昭和二年五月七日 従業員代表

山崎康治 高瀬 久  
伊藤正雄 外十三名  
工場側代表 佐藤大四郎 佐藤吉藏

右及申(通)報候也

6. 5. 20  
2494

警視第一九二九號

昭和六年五月十八日

警視總監

高橋 守 雄 解雇有可

内務大臣 安達謙藏殿  
社会局長 官 殿

車道外、是等八ノ一七二  
不握ニシテ之ヨリ解雇シタル事  
生五、六 解決五、一、一  
労働組合全毛労働組合同

也事ト工業株式會社共働争議ニ関スル件 (解決)  
標記労働争議ハ當廳請停標ニ於テ請停中ノ処五月十五日別記覺  
書ノ通り内滿解決候條及申(通)報候也